

南九州市農業委員会規則第 3 号

南九州市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について

南九州市農業委員会規則の読点の表記を改める規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

南九州市農業委員会 会長 本 木 下 裕 一

（提案理由）

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本市の農業委員会規則に用いられている読点の表記を改めることに伴い、規則を制定しようとするものである。

南九州市農業委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている南九州市農業委員会規則において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 11 日から施行する。